新旧対比表（八十二長野の投信積立サービス規定）

●「旧」欄：削除・修正箇所を青字で表示
●「新」欄：追加・修正箇所を赤字で表示

第５条（指定買付金額の引落し）

旧	新	備考
２　指定買付金額を前項の指定預金口座から引き落す場合には、当座勘定規定または預金 規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要 とします。	２　指定買付金額を前項の指定預金口座から引き落す場合には、当座勘定規定または預金 規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要 とします。	
	３の２　前項の規定にかかわらず、お客さまが指定銘柄の買付けを、当行の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款（以下「NISA 約款」といいます。」に基づき、未成年者特定累積投資勘定で行おうとする場合は、指定できる振替日は月の 15 日のみとします。	
	６　前項の規定にかかわらず、お客さまが指定銘柄の買付けを、当行の「NISA 約款」に基づき、未成年者特定累積投資勘定で行おうとする場合は、指定買付金額は各投資信託最低お申込み金額以上１千円単位の金額、かつ全指定銘柄の指定買付金額の合計で５万円以内とします。	
６　年間２回まで、お客さまの指定買付金額に増額して、指定預金口座から引き落し、指定銘柄の買付けを行うことができます。	７　年間２回まで、お客さまの指定買付金額に増額して、指定預金口座から引き落し、指定銘柄の買付けを行うことができます。 ただし、お客さまが指定銘柄の買付けを、当行の「NISA	

	約款」に基づき、未成年者特定累積投資勘定で行おうとする場合は、この増額による買付けは行うことができないものとします。	
7　指定買付金額の引落しについては、振替日の指定預金口座の残高（総合口座等の貸越可能額および、約弁付カードローンの貸越極度額を除きます）から引落しを実施します。なお、指定買付金額の引落しは振替日の午後３時までに行い、それ以降は行いません。また、指定預金口座の残高が振替日において指定買付金額に満たない場合、引落しは行いません。その場合、お客さまは買付けを行わなくても異議を唱えることはできないものとします。引落し不能であった翌月の引落しについては、その月分の引落しのみ行うものとします。	8　指定買付金額の引落しについては、振替日の指定預金口座の残高（総合口座等の貸越可能額および、約弁付カードローンの貸越極度額を除きます）から引落しを実施します。なお、指定買付金額の引落しは振替日の午後３時までに行い、それ以降は行いません。また、指定預金口座の残高が振替日において指定買付金額に満たない場合、引落しは行いません。その場合、お客さまは買付けを行わなくても異議を唱えることはできないものとします。引落し不能であった翌月の引落しについては、その月分の引落しのみ行うものとします。	
8　同一振替日に複数の銘柄について本サービスをお申込みいただいている場合で、指定預金口座の残高が指定銘柄ごとの指定買付金額の合計額には満たないものの、一部の銘柄の引落額以上となる場合は、買付けの優先順位を当行が決め、必要金額を引落しさせていただきます。	9　同一振替日に複数の銘柄について本サービスをお申込みいただいている場合で、指定預金口座の残高が指定銘柄ごとの指定買付金額の合計額には満たないものの、一部の銘柄の引落額以上となる場合は、買付けの優先順位を当行が決め、必要金額を引落しさせていただきます。	
9　同一振替日に、本サービスを含め指定預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。	10　同一振替日に、本サービスを含め指定預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が指定預金口座の残高を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。	

以　上